

タイヤ盗被害に御用心!!

暖かな春の日ざしを感じられる日が多くなりました。「そろそろタイヤ交換を…」とお考えの方も多いのではないのでしょうか。

さて、この時期に発生が増えるのがタイヤの盗難被害です。下記に注意をして、盗難防止に努めましょう。

タイヤを盗まれないために…

- 道路上から見える場所に、タイヤを置かない
 - ・ 駐車場、通路及び1階ベランダなどは危険です!!
 - ・ 「一時的に…」と置いた箇所で盗まれています!!
- 車庫や物置など鍵のかかる場所に保管する
 - ・ 店舗でのタイヤ保管サービスを活用するのも効果的です。
- 保管場所付近には、アラームやセンサーライトなどの防犯機器を設置する



広報

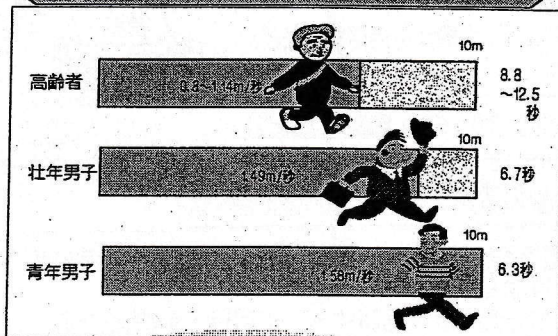
南
仙
台

4月号
南仙台交番
241-1643

高齢者の特性にご理解を〜

最近、横断歩道のない道路を横切る **乱横断** や **斜め横断** が散見されます。特に、高齢の方は、加齢とともに運動能力や状況判断能力の低下は避けられません。また、危険が迫ったとき、思いのほか体が動かず、重大事故につながりやすい傾向があります。交通事故を無くすために、一人一人が交通ルールをしっかりと守るとともに、ドライバーの方は、歩行者の動静を踏まえた運転を、歩行者の方は、交通事故に対する警戒心を高めるなど、自己防衛を心掛けてください。

10m歩くのに 何秒かかるか?

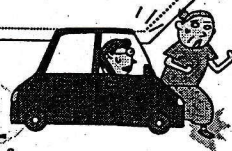


道路を横断するのに、高齢者と青年男子では、約2~4秒の差があり、その間に自動車は、
時速30km/時で、約17~33m
時速40km/時で、約22~44m
ほど進行します。

交通事故につながりやすい高齢者の行動特性

- 車の速度などを見誤りやすい
視機能の低下によって、車の速度が実際より遅く感じたり、自分との距離も実際より遠く感じがち。
- 横断開始まで時間がかかる
安全確認後、横断を始めるまで時間がかかるため、その間に別の危険が生じてしまうことが多い。
- 左右の安全の見極めが甘い
左右から来る車との距離感がつかめず、危険が接近しているにもかかわらず、横断を続けることが多い。
- 横断中に安全確認をしない
足元や目標方向ばかりに気を取られ、周囲に目配りしないで横断することが多い。

若者が危険を避けられても、
高齢者は避けることが難しく、
衝撃を直に受けることになってしまいます。



運転手も歩行者も、お互いの動静を注意することが大切です。

管内の事件・事故発生状況

(2/21 ~ 3/15)

交通事故
人身事故 4件 物損事故 31件
事件
窃盗事件 1件 詐欺 1件

警察官・警察職員募集!

試験案内及びパンフレットは、警察本部、警察署及び交番等で配付しています。詳しくはそちらを御覧ください。



特殊詐欺被害に遭わないために...

連日、高齢者宅に、

息子や孫を装って現金をだましとる「オレオレ詐欺」

警察官や役場職員等を装ってキャッシュカードをだましとる「預貯金詐欺」

の予兆電話がかかり、被害に遭う方が後を絶ちません。

被害を防止するためには、御家族の協力が必要です。

下記を心掛け、特殊詐欺被害を防止しましょう。

3つの行動と 3つの備えで みんなで、被害をくい止める

1 発生を知る!

～ 予兆電話の情報は、みやぎセキュリティメール、県警HPで発信中です。

2 備える!

～ 誰にでも予兆電話がかかって来る可能性があります。心の準備を。



備え1

～ 『家族の絆』で、詐欺被害の撃退を

- 日頃から家族間で連絡を取り合い、特殊詐欺の手口などについて話し合しましょう。
- いつでも家族に相談できる環境を整えましょう。
- 犯人は、年金支給日を狙っています。
「年金支給日」を「家族の絆の日」とし、互いに連絡を取り合しましょう。

備え2

～ 『留守番電話』で、詐欺被害の撃退を

- 固定電話を留守番電話に設定したり、迷惑電話防止機能を活用するなど、犯人からの電話を受けないようにしましょう。

御用件のある方は、
ビーという発信音の後に...



ビー...
〇〇です!

※ 知り合いと分かってから、電話に出ましょう!



備え3

～電話で『お金』『キャッシュカード』『暗証番号』は全て詐欺

- 警察官や役場職員、銀行員等がキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出すことは絶対にありません。
- 電話で「お金」「キャッシュカード」「暗証番号」のキーワードが出たら全て詐欺です。

3 通報する!

～ 電話を切ったら、まず、警察に通報ください。

来所、電話
どちらでも大丈夫ですよ!



守ろう! 自転車の交通ルール



よくある自転車の違反について

朝夕の通勤・通学の時間帯、特に南仙台駅周辺での自転車の違反が目立ちます。

自転車は誰でも気軽に乗れる便利な乗り物ですが、法律上は自動車と同じ車両の一種です。

運転する際は交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。

- ・ 無灯火 (道交法第52条1項)
- ・ 傘差し運転 (道交法第71条第6号)
- ・ 携帯電話使用等 (道交法第71条第6号)
- ・ イヤホン、ヘッドホン使用等 (道交法第71条第6号)
- ・ 並列走行 (道交法第19条、同第121条1の5)

